

謹テ聖旨ヲ奉體シ協心戮力克ク竭シ克ク耐エ如何ナル難關ヲモ突
破シ帝國ノ雄邦トシテノ權威ヲ確立スルト共ニ東亞ノ天地ヲ其ノ
本然ノ姿ニ復シ以テ聖慮ヲ安ンシ奉ランコトヲ期セサルヘカラス

323

S 1.7.0.0 - 51

單獨不講和ニ關スル宣言書案

宣言案

大日本帝國政府及「ドイツ」國政府（「イタリア」國政府）ハ左
ノ通宣言ス

兩國政府ハ相互ノ完全ナル合意ニ依ルニ非サレハ共同ノ敵國トノ
間ニ休戰及講和ヲ爲ササルヘキコトヲ約ス

右證據トシテ下名ハ各其ノ本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本宣言
書ニ署名調印セリ

昭和十六年 月 日 即チ千九百四十一年（「フアシスト」
曆二十年） 月 日 於テ日本文及「ドイツ」文

外機密

(33)

S 1.7.0.0 - 51

324

(「イタリア」文)ヲ以テ本書ニ通ヲ作成ス

S. 1.7.0.0 - 51 325

REEL No. A-1213

0423

アジア歴史資料センター

單獨不講和ニ關スル宣言書案

宣言案

大日本帝國政府及「ドイツ」國政府（「イタリア」國政府）ハ左ノ通宣言ス

兩國政府ハ相互ノ完全ナル合意ニ依ルニ非サレハ共同ノ敵トノ間ニ休戰及講和ヲ爲ササルヘキコトヲ約ス

右證據トシテ下名ハ各其ノ本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本宣言書ニ署名調印セリ

昭和十六年 月 日 即チ千九百四十一年（「ファシスト」
曆二十年） 月 日 於テ日本文及「ドイツ」文

外機

（「イタリア」文）ヲ以テ本書ニ通ヲ作成ス

S 1.7.0.0 - 51

330

S 1.7.0.0 - 51

329

REEL No. A-1213

0433

アジア歴史資料センター

單獨不講和ニ關スル宣言書案

宣言案

大日本帝國政府及「ドイツ」國政府（「イタリア」國政府）ハ左ノ通宣言ス

兩國政府ハ相互ノ完全ナル合意ニ依ルニ非サレハ共同ノ敵國トノ間ニ休戰及講和ヲ爲ササルヘキコトヲ約ス

右證據トシテ下名ハ各其ノ本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本宣言書ニ署名調印セリ

昭和十六年 月 日 即チ千九百四十一年（「ファシスト」

曆二十年） 月 日 ニ於テ日本文及「ドイツ」文



（「イタリア」文）ヲ以テ本書ニ通ヲ作成ス

S 1.7.0.0 - 51

332

S 1.7.0.0 - 51

331

REEL No. A-1213

0433

アジア歴史資料センター

外機密

單獨不講和ニ關スル宣言書案

宣 言 案

大日本帝國政府及「ドイツ」國政府（「イタリア」國政府）ハ左
ノ通宣言ス

兩國政府ハ相互ノ完全ナル合意ニ依ルニ非サレハ共同ノ敵國トノ
間ニ休戰及講和ヲ爲ササルヘキコトヲ約ス

右證據トシテ下名ハ各其ノ本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本宣言
書ニ署名調印セリ

昭和十六年 月 日 即チ千九百四十一年（「ファシスト」
曆二十年） 月 日 ニ於テ日本文及「ドイツ」文

（「イタリア」文）ヲ以テ本書ニ通ヲ作成ス

S 1.7.0.0 - 51

334

S 1.7.0.0 - 51

333

REEL No. A-1213

0434

アジア歴史資料センター